

十日町市「週休2日適用工事」令和8年4月実施要領

1 目的

建設現場における週休2日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的として「週休2日適用工事」を本要領により実施する。

2 試行対象工事

- ・ 令和8年4月1日以降に入札公告となる土木工事（土木一式（下水道含む）、舗装、管、造園、さく井工事）を対象とする。
- ・ また、「週休2日適用工事特記仕様書」が添付されていなくても、受発注者協議により対象とすることができる。
- ・ ただし、以下に該当する工事は対象外とする
 - （1）緊急性を要する場合等、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。
 - （2）現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事。

3 用語の定義

（1）週休2日

- ①完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ②月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ③通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から工事完了日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4 週休2日の達成判断

- ①完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されてい

る状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

②月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

③通期の4週8休以上週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

④なお、降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

5 発注方式

発注方式は、受注者希望方式とする。

受注者希望方式とは、通期の週休2日を必須として、受注者が、工事着手前に、発注者に対して「完全週休2日（土日）」または「月単位の週休2日」に取り組む旨を協議した上で取り組む方式である。

6 積算方法等

（1）補正係数

別紙「週休2日補正係数一覧表」による。

（2）補正方法

①当初予定価格から月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を、労務費、共通仮設費率及び現場管理費率（以下、「各経費」という。）に乗じるものとする。

なお、市場単価・土木工事標準単価における週休2日の補正については、別紙「週休2日補正係数一覧表」によるものとする。

②工事契約後、受発注者協議により決定した週休2日の取組内容について、対象期間内の現場閉所の達成状況に応じて、変更契約するものとする。

③提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の考査項目「7. 法令順守等」において、点数を減ずる措置を行うものとする。

なお、完全週休2日（土日）、月単位の週休2日、通期の週休2日の達成状況に関して点数を減ずる措置は行わない。

7 条件明示

①設計書に「週休2日適用工事特記仕様書」を添付し、併せて条件明示する。

- ②当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書明示するものとするが、原則実施しない。
- ③受注者の責によらず土日の施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定する。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ④やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労務者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

8 適正な工期設定

工期設定にあたっては、「積算基準[1 一般土木 県版]第3章 工事日数」によるものとする。

9 現場閉所の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる既存資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

10 元請下請の取引の適正化について

受注者は、週休2日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように務めること。

11 その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。